

## ふるさと納税/路線価

平成27年7月31日

今月のFAXニュースは、ふるさと納税と7月1日に発表された路線価について紹介をさせていただきます。ふるさと納税については、昨年9月号でも取り上げさせていただきましたが、確定申告不要となる改正があったことと、その後もご質問が多いため、再度のご紹介となりました。

### 1. ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、簡単にいうと自治体への寄付金のことです。

地方間格差や過疎などによる税収減に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として、2008年第一次安倍内閣のときに創設された制度です。今までも存在した制度ですが、他の寄付金と違い次のようなユニークさがある為、テレビにも取り上げられる事も多く、関心を持たれている方が増えています。

### 2. 特徴

#### ①特産品がもらえる

まず、特産品がもらえるという点にあります。それも実質 2,000 円の負担で特産品がもらえることが最も注目される特徴です。テレビで取り上げられたものとしては、ふるさと納税でこれだけ儲けたという切り口の番組もあったようです。しかし、全ての自治体の特産品を贈呈してくれるわけではない為、注意が必要です。

#### ②全国の自治体へ寄付ができる

2 番目の特徴は、生まれ故郷でなくても寄付ができることです。「ふるさと納税」という言葉から生まれ故郷にしかできないと思っている方も少なくないそうですが、そのようなことはありません。どこの自治体にも寄付はできます。

#### ③使い道を特定できる

3 番目の特徴は、使い道を特定できる点です。あまりピンとこないかもしれませんが、実は使途を特定できる税金は日本で唯一、このふるさと納税だけです。ただ、自治体が用意した選択肢の中からしか、選ぶことはできないところは難点です。

#### ④確定申告が不要に

4 番目の特徴は、ふるさと納税をした時には、納税した年の翌年に確定申告をする必要がありました。確定申告をすることによって、所得税の還付と住民税からの控除がされます。これが寄付する自治体数が「5 団体」までについては、すべて住民税からの控除となり、確定申告の必要がなくなりました。

### 3. ふるさと納税考慮上の注意

インターネットで「ふるさと納税」と検索すると、「ふるさとチョイス」という各自治体の情報をまとめたサイトが見つかります。このサイトではふるさと納税の選び方が提供されています。下記についてはこのサイトの内容をお話をさせていただきます

#### ① 限度額を知ること

寄付金を所得税及び住民税額から控除することが出来る金額には限度額があります。

寄付金限度額は、寄付者本人の住民税の所得割額の 20%です。しかし、この金額をご自身で試算するのは難しいと思います。理由は、所得税と住民税の計算の違いなどを理解する必要があるからです。そこで簡単に知る方法としては、先ほどご紹介した「ふるさとチョイス」のサイトの「私はいくらくらい出来るの？」を使用すると便利です。そこには概算の表が掲載されており、又、別途計算ができるフォームもありますので、こちらを利用されることをお勧めします。特に限度額の概算額の計算フォームが参考になると思われます。知りたい方は、昨年度の源泉徴収票や確定申告書を元に計算フォームへ入力してみてください。

#### ② 特産品の選定をすること

限度額を知ることができたら次に特産品を選定することになります。「ふるさとチョイス」のサイトには、特産品の選定について、色々な接点からの選択が出来るようになっています。「お品でチョイス」を選択すると、お肉や魚介

類、お菓子、雑貨等色々あります。しかし、お目当ての特産品をもらう為には、最低寄付金額（ポイント数）が設定されています。最低寄付金額が限度額を超えない事とお目当て特産品がそのポイントに達しているかを注意する必要があります。

#### 4. ふるさと納税やり方

「ふるさとチョイス」のサイト内にある欲しい特産品を選択して頂き、その自治体のホームページ上ある「この自治体に寄付を申し込む」ボタンをクリックして下さい。そこでふるさと納税の支払方法を確認できます。支払方法にはクレジットカード決済、郵便局の払込取扱票、銀行振込などがあります。特にクレジットカード決済であれば、そのまま必要箇所などの入力を終えて送信すれば完了となります。入力に慣れていない方やインターネット上での情報の漏洩を心配される方は、その自治体に直接お電話をして頂く事も可能です。相手にふるさと納税をしたい旨を伝えると注意事項を教えてください。その後、ふるさと納税の書類一式が自宅に届きます。寄付金の支払後、寄付金額について付与されたポイント数証明書、特産品のカタログと申し込み葉書が届きます。申し込み葉書にポイント数に応じた特産品を記載して発送すると、後日特産品が届きます。

#### 5. 注意点

##### ①申告上の注意

後日、寄付金の控除証明書が「ワンストップ特例」の申請書類と一緒に届きます。確定申告をする方は控除証明書を大切に保存しておき、来年の確定申告時に添付をすれば申告は完了となります。

確定申告不要な方については平成27年4月1日以降の寄付金については、「ワンストップ特例」の適用を受けることが出来ます。

「ワンストップ特例」とは、寄付先が5自治体以下の場合、確定申告不要になる制度です。確定申告不要にする為には、申請書の提出が必要になります。何もせずに確定申告不要になるわけではありませんのでご注意ください。

##### ②寄付上の注意

限度額は今年の収入に基づいて決まる為、本年度の収入自体がまだ確定していないことに注

意して下さい。例えば上記の通り限度額を計算し、その金額を寄付した後、入院等で医療費が発生し医療費控除が可能になった場合、限度額が当初の限度額より少なくなってしまう場合があります。そのようになってしまう事も考慮に入れて10月位までは限度額の半分くらいを、年間所得の見当がついた頃に、再度限度額を計算した上で残りを寄付することをお勧めします。ただ、誤解しないで頂きたいのは限度額を超えた寄付も、もちろん可能なことです。純粋に寄付をしたい、損得に関係なく欲しい特産品があるというのであれば全く問題はありませぬ。実質2,000円の負担で最大限のメリットを追求したいと考えている方は気をつけていただければと思います。

#### 6. 路線価

7月1日に公表された愛知県の路線価は、平均変動率が1.0%増と3年連続の上昇でした。

路線価とは、相続税の計算をする時に使う時価として毎年7月に公表されます。相続する土地は時価で計算するのが原則ですが、すべての土地の時価を計算するのは大変な作業となるので、国税庁は路線（道路）に価格を付けました。これを路線価といいます。路線価は、売買実例価額や地価公示法による公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額を基として、路線（道路）ごとに評定した1㎡当たりの価額をいいます。路線価は公示価格の約80%といわれています。このように最も分かりやすく且つ景気判断で比較しやすいのが路線価といえます。

景気回復や2027年に予定されるリニア中央新幹線開業の期待感を背景に、名古屋駅前地区（1平方メートル当たり736万円、昨年対比+11.5%）や栄地区（1平方メートル当たり481万円、昨年対比+6.9%）等の名古屋中心部が大幅に上昇しました。上昇率では東京都に次ぐ全国第二位となり、最高価格路線価については、東京都、大阪市に次ぐ第三位でした。名古屋駅へのアクセスに便利な「尾張一宮駅前通り」や春日井市の「勝川駅前広場通り」の周辺地域の地価も上昇傾向となりました。今年度の路線価は、全体的に横ばいから上昇に転じた地点が広がる結果となりました。

以上